

平成 25 年 12 月 5 日

第 4 回定例会提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第 116 号	平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 117 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 118 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 119 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 120 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 121 号	平成 25 年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 122 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 116 号平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 122 号平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）までについては、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,304 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 474 億 5,695 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、地域総合整備資金貸付事業 6,200 万円、介護給付費の増加に伴う介護保険特別会計への繰出金 5,550 万円、戸別所得補償経営安定推進事業 2,255 万円、経営体育成支援事業 3,461 万円、経営体育成基盤整備事業 3,233 万円、橋りょう長寿命化事業 2,000 万円を増額する一方、施工計画の変更に伴う一般廃棄物第二最終処分場整備事業 2 億 3,000 万円、道路新設改良事業 2 億 7,945 万円などを減額して計上しております。

歳入では、経営体育成支援事業補助金などの県支出金 9,976 万円、財産収入 4,315 万円などを増額、加えて前年度繰越金を 9,958 万円増額する一方、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金 1 億 7,638 万円、地方債 2 億円を減額して計上しております。

また、継続費の設定 1 件、債務負担行為補正として追加 20 件、地方債補正として追加 2 件、変更 6 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で一般被保険者への保険税還付金など 1,250 万円、債務負担行為の設定 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で保険料還付金 216 万円を、介護保険特別会計の歳出で介護給付費の増加に伴う保険給付費など 4 億 3,083 万円、債務負担行為の設定 2 件を計上しております。

下水道事業特別会計では、歳出で東日本大震災による受益者負担金の減免に伴う還付金など 380 万円を計上しております。

病院事業会計では、収益的収支で県補助金の宮城県救急勤務医支援事業補助金 108 万円などの増額に加え、資本的収支で市民病院医療機器購入費 190 万円の増額

と債務負担行為補正として追加4件、変更1件、たな卸資産購入限度額補正として限度額の増額を計上しております。

老人保健施設事業会計では、債務負担行為の設定1件を計上しております。

議案第 123 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
-----------	--------------------------------------

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うため、条例を制定するものであります。

（新旧対照表6ページ）

議案第 124 号	登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------------

本案は、現下の情勢を踏まえ、職員等が外国旅行の旅費として定額により支給される支度料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表14ページ）

議案第 125 号	登米市税条例の一部を改正する条例について
-----------	----------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表18ページ）

議案第 126 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
-----------	----------------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 173 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 66 号）が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 36 ページ）

議案第 127 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）が平成 25 年 3 月 27 日に交付されたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 40 ページ）

議案第 128 号	工事請負契約の変更契約の締結について
-----------	--------------------

本案は、佐沼小学校解体工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 129 号	工事請負契約の変更契約の締結について
-----------	--------------------

本案は、平成 23 年度新高石地区農業集落排水施設災害復旧工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 130 号	工事請負契約の変更契約の締結について
-----------	--------------------

本案は、23 都災第 2402 号川西第 1 号幹線処理区下水道災害復旧工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 131 号	財産の処分について
-----------	-----------

本案は、登米市迫町新田字新茂栗 67 番地（仮換地地番）の土地を処分（譲渡）するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 132 号	訴訟上の和解について
-----------	------------

本案は、職業訓練法人登米市技能者訓練協会役員等に対する取立債権請求控訴事件における和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 133 号	字の区域を新たに画すること及び変更することについて
-----------	---------------------------

本案は、迫町の区域において土地改良事業（農地整備事業飯島地区）が施行されたことに伴い、同事業区域内の字を新たに画し、及び変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 134 号	指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）
議案第 135 号	指定管理者の指定について（迫にぎわいセンター）
議案第 136 号	指定管理者の指定について（東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設）
議案第 137 号	指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）
議案第 138 号	指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）
議案第 139 号	指定管理者の指定について（登米市こじか園）

議案第 134 号指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）から議案第 139 号指定管理者の指定について（登米市こじか園）までについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び当該各施設の設置条例の規定に基づき各施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定するにあたり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市手数料条例の一部改正）

改正案		現行	
区分	手数料の額 (1件につき)	区分	手数料の額 (1件につき)
(略)		(略)	
し尿収集運搬処分手数料	67円	し尿収集運搬処分手数料	65円
し尿処分手数料 (使用許可を与えられた市内の者)	7円	し尿処分手数料 (使用許可を与えられた市内の者)	7円
し尿処分手数料 (使用許可を与えられた市外の者)	21円	し尿処分手数料 (使用許可を与えられた市外の者)	20円
浄化槽汚泥等処分手数料 (使用許可を与えられた浄化槽清掃業者)	7円	浄化槽汚泥等処分手数料 (使用許可を与えられた浄化槽清掃業者)	7円
(略)		(略)	
<p>摘要</p> <p>10リットル（キログラム）につき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットル（キログラム）に満たないときは、100リットルとみなす。またし尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故等で緊急を要すると市長が認めた場合に限る。3月以内の期間10リットルにつき7円とする。</p>		<p>摘要</p> <p>10リットル（キログラム）につき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットル（キログラム）に満たないときは、100リットルとみなす。またし尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故等で緊急を要すると市長が認めた場合に限る。3月以内の期間10リットルにつき7円とする。</p>	

第2条関係（登米市行政財産使用料条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条 (略) (土地の使用料)</p>	<p>第1条 (略) (土地の使用料)</p>
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>
<p>2 土地の使用期間が1か月に満たない場合及び駐車場その他の利用に伴って土地が使用される場合の使用料は、前項の年額を12で除し、これに消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（次条第1号において「消費税相当額」という。）を加えた額を月額として算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(建物の使用料)</p>	<p>2 土地の使用期間が1か月に満たない場合及び駐車場その他の利用に伴って土地が使用される場合の使用料は、前項の年額を12で除し、100分の105を乗じて得た額</p> <p>_____を月額として算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(建物の使用料)</p>
<p>第3条 建物の使用料は、次の規定によって算出した額の合計額に当該使用面積を当該建物の延面積で除して得た数（小数点以下5位の数は、四捨五入する。）を乗じて得た額をその年額とする。</p> <p>(1) 当該建物の評価額に100分の10を乗じて得た額に、消費税相当額を加えた額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第3条 建物の使用料は、次の規定によって算出した額の合計額に当該使用面積を当該建物の延面積で除して得た数（小数点以下5位の数は、四捨五入する。）を乗じて得た額をその年額とする。</p> <p>(1) 当該建物の評価額に100分の10.5を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

第3条関係（登米市都市公園条例の一部改正）

改正案	現行												
<p>第1条～第32条（略） 別表第1（略） 別表第2（第10条関係） (1)（略） (2) 公園を占有する場合の使用料</p> <table border="1" data-bbox="542 141 758 1108"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	使用料	(略)			<p>第1条～第32条（略） 別表第1（略） 別表第2（第10条関係） (1)（略） (2) 公園を占有する場合の使用料</p> <table border="1" data-bbox="542 1108 758 2076"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	使用料	(略)		
占有物件	単位	使用料											
(略)													
占有物件	単位	使用料											
(略)													
<p>1～4（略） 5 使用料の額が日額で定められている占有物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表に定める額により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（円未満切捨て）とする。 6～8（略） (3)（略） 別表第3（略）</p>	<p>1～4（略） 5 使用料の額が日額で定められている占有物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表に定める額により計算した額に1.05を乗じて得た額 満切捨て）とする。 6～8（略） (3)（略） 別表第3（略）</p>												

第4条関係（登米市下水道条例の一部改正）

改正案		現行	
<p>第1条～第17条（略） （使用料） 第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から一使用月に次の表に定める基本使用料と超過使用料を徴収する。</p>		<p>第1条～第17条（略） （使用料） 第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から一使用月に次の表に定める基本使用料と超過使用料を徴収する。</p>	
区分	排出汚水量	区分	排出汚水量
基本使用料	10立方メートルまで	基本使用料	10立方メートルまで
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまで
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで		20立方メートルを超え 50立方メートルまで
	50立方メートルを超え 200立方メートルまで		50立方メートルを超え 200立方メートルまで
	200立方メートルを超え えるもの		200立方メートルを超え えるもの
	金額		金額
	1,543円		1,500円
	1立方メートルにつき154円		1立方メートルにつき150円
	1立方メートルにつき165円		1立方メートルにつき160円
	1立方メートルにつき170円		1立方メートルにつき165円
	1立方メートルにつき175円		1立方メートルにつき170円
第19条～第34条（略）		第19条～第34条（略）	

第5条関係（登米市農業集落排水事業条例の一部改正）

改正案		現行	
<p>第1条～第14条（略） （使用料） 第15条（略）</p> <p>2 使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計総額（税込）とする。</p>		<p>第1条～第14条（略） （使用料） 第15条（略）</p> <p>2 使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計総額（税込）とする。</p>	
区分	排出汚水量	区分	排出汚水量
基本使用料	10立方メートルまで	基本使用料	10立方メートルまで
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまで
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで		20立方メートルを超え 50立方メートルまで
	50立方メートルを超え 200立方メートルまで		50立方メートルを超え 200立方メートルまで
	200立方メートルを超え えるもの		200立方メートルを超え えるもの
	金額		金額
	1,543円		1,500円
	1立方メートルにつき 154円		1立方メートルにつき 150円
	1立方メートルにつき 165円		1立方メートルにつき 160円
	1立方メートルにつき 170円		1立方メートルにつき 165円
	1立方メートルにつき 175円		1立方メートルにつき 170円
第16条～第30条（略）		第16条～第30条（略）	

第6条関係 (登米市水道事業給水条例の一部改正)

改正案

第1条～第46条 (略)

別表第1 (第23条関係)

口径及びブ ロック別	基本料金 (円/月)	従量料金	
		水量区分 (m ³)	水量単価 (円/m ³)
小 口径	1,296	A 1～10	144
		B 11～50	252
		C 51以上	262
中 口径	23,760	A 1～100	159
		B 101～400	175
		C 401以上	195
大 口径	108,000	A 1～500	159
		B 501～2,000	185
		C 2,001以上	206

備考

- 1 料金には、消費税等 (消費税及び地方消費税) を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制 (ブロック・メータ・レート) であること。

別表第2 (略)

別表第3 (第30条関係)

給水管の口径	金額
13 mm	64,800 円
20 mm	64,800 円
25 mm	108,000 円

現 行

第1条～第46条 (略)

別表第1 (第23条関係)

口径及びブ ロック別	基本料金 (円/月)	従量料金	
		水量区分 (m ³)	水量単価 (円/m ³)
小 口径	1,260	A 1～10	140
		B 11～50	245
		C 51以上	255
中 口径	23,100	A 1～100	155
		B 101～400	170
		C 401以上	190
大 口径	105,000	A 1～500	155
		B 501～2,000	180
		C 2,001以上	200

備考

- 1 料金には、消費税等 (消費税及び地方消費税) を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制 (ブロック・メータ・レート) であること。

別表第2 (略)

別表第3 (第30条関係)

給水管の口径	金額
13 mm	63,000 円
20 mm	63,000 円
25 mm	105,000 円

30 mm	172,800 円
40 mm	313,200 円
50 mm	507,600 円
75 mm	1,209,600 円
100 mm以上	管理者が別に定める額

備考 金額には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。

30 mm	168,000 円
40 mm	304,500 円
50 mm	493,500 円
75 mm	1,176,000 円
100 mm以上	管理者が別に定める額

備考 金額には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。

第7条関係（登米市病院事業等使用料及び手数料条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （使用料等の減免） 第4条（略） 2（略） 3 前2項に掲げる使用料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される部分があるときは、当該部分について算定した使用料等の額の合計額に<u>消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該部分に係る使用料等の額とする。</p> <p>第5条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （使用料等の減免） 第4条（略） 2（略） 3 前2項に掲げる使用料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される部分があるときは、当該部分について算定した使用料等の額の合計額に<u>100分の105を乗じて得た額</u> <u>（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u>を当該部分に係る使用料等の額とする。</p> <p>第5条（略）</p>

登米市職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第14条)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (第15条—第29条)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費 (第30条—第38条)</p> <p>第4章 雑則 (第39条—第41条)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることのできる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることのできる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の者の損失となつた金額で次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 赴任に伴う住所又は <u>居所の移転のため</u> <u>支払った金額で、当該旅行について支給を受けることのできた移転料</u> <u>の額の3分の1に相当する額の範囲内の額</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第14条)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (第15条—第29条)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費 (第30条—第39条)</p> <p>第4章 雑則 (第40条—第42条)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることのできる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることのできる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の者の損失となつた金額で次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 赴任に伴う住所若しくは <u>居所の移転のため、又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について支給を受けることのできた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料_____、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 外国旅行のうち第37条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

第7条～第34条 (略)

(旅行雑費)

第35条 (略)

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、40万円とする。

2・3 (略)

(旅行手当)

第37条 (略)

(退職者等の旅費)

第38条 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 (略)

12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 外国旅行のうち第38条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

第7条～第34条 (略)

(支度料)

第35条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である者では、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第36条 (略)

(死亡手当)

第37条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2・3 (略)

(旅行手当)

第38条 (略)

(退職者等の旅費)

第39条 (略)

(旅費の調整)
 第39条 (略)
 (旅費の特例)
 第40条 (略)
 (委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (略)
 別表第2 (第34条関係)

外国旅行の旅費

日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜 につき)
指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	
6,20 0円	5,20 0円	4,20 0円	3,80 0円	19,30 0円	11,6 00円
				16,10 0円	5,800円

備考

1 指定都市とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(旅費の調整)
 第40条 (略)
 (旅費の特例)
 第41条 (略)
 (委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (略)
 別表第2 (第34条、第35条、第37条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜 につき)
指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	
6,20 0円	5,20 0円	4,20 0円	3,80 0円	19,30 0円	11,6 00円
				16,10 0円	5,800円

備考

1 指定都市とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料		死亡手当
旅行期間 1 月未滿	旅行期間 1 月以上 3 月未滿	旅行期間 3 月以上
53,900円	65,450円	77,000円
		400,000円

登米市税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第47条 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付)をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) <u>住所を有する者でない者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第47条の3・第47条の4 (略)</p>	<p>第1条～第47条 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付)をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) <u>当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第47条の3・第47条の4 (略)</p>

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 47 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る割合及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 (略)

第 47 条の 6～第 70 条 (略)

(固定資産税の減免)

第 71 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく固定資産税の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 47 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る割合及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額

をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 (略)

第 47 条の 6～第 70 条 (略)

(固定資産税の減免)

第 71 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第72条～第156条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条の3の2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式会社等の配当等」という。）を有する場において、当該上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第72条～第156条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条の3の2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等（以下この項において「上場株式会社等の配当等」という。）を有する場において、当該上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第72条～第156条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条の3の2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式会社等の配当等」という。）を有する場において、当該上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第72条～第156条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条の3の2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等（以下この項において「上場株式会社等の配当等」という。）を有する場において、当該上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年</p>
---	---	---	---

中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 16 条の 2 の 11 第 3 項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第 7 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得

中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下

この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得 の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第 7 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 市民税

の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等 に係る配当所得について第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等 に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」と、「若しくは山林所得

金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第16条の4～第18条 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（

以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第16条の4～第18条 (略)

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に 係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第 19 条第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次に項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を

(2) (略)

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第 19 条の 2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第 1 項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

いう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第19条の3 削除

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第19条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等という。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式会社等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第19条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式会社等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式会社等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式会社等に係る譲渡損失の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。
- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があるとする場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは「配当所得の金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」と、附則第19条第1項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。
- 6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。
- 7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡

損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができず、同条第5項中該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(

租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第20条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条

第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額

の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条～第25条（略）

の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

第21条～第25条（略）

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に</p>

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法

<p>附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 (略)</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 (略)</p>
<p>14 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所</p>	<p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所</p>

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

17. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第6項(附則第7項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第6項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第29条の2 (略)</p> <p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第3号から第6号までに掲げる住宅の部分)については、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。以下この章において同じ。)に設置しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号)に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器は、次に掲げる位置に設置しなければならない。</p> <p>(1) 天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。)又は壁の屋内に面する部分の次のいずれか位置</p> <p>ア 壁又ははりから0.6メートル(定温式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号の2に掲げるものをいう。次項において同じ。)にあつては、0.4メートル)以上離れた天井の屋内に面する部分</p>	<p>第1条～第29条の2 (略)</p> <p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第3号から第6号までに掲げる住宅の部分)については、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。以下この章において同じ。)に設置しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条の3第1号)に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器は、次に掲げる位置に設置しなければならない。</p> <p>(1) 天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。)又は壁の屋内に面する部分の次のいずれか位置</p> <p>ア 壁又ははりから0.6メートル(定温式住宅用防災警報器(一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災が発生した旨の警報を発する住宅用防災警報器</p> <p>をいう。以下この条において同じ。)にあつては、0.4メートル)以上離れた天井の屋内に面する部分</p>

イ 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(2) (略)

3 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設置しなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器 (住宅用防災警報器等規格省令 第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。)
第1項第2号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器
第1項第6号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器 (住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。) 又は光電式住宅用防災警報器

4 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

5 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)
第29条の4 (略)

2 (略)

イ 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(2) (略)

3 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設置しなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器 (住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令 (平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。) 第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。)
第1項第2号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器
第1項第6号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器 (住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。) 又は光電式住宅用防災警報器

4 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格 (定温式住宅用防災警報器にあっては、市長が定める技術上の規格) に適合するものでなければならない。

5 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)
第29条の4 (略)

2 (略)

<p>3 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号まで に掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第29条の5～第50条 (略)</p>	<p>3 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第29条の5～第50条 (略)</p>
---	--